大学・大学院における社会人等の学修機会の充実に係る制度等

文部科学省

学位取得を伴わないもの

○単位認定あり　➡ 参考：P2

科目等履修生制度

大学等の正規の授業科目のうち、必要なものについて履修し、大学等の正規の単位を修得できる制度

○単位認定が可能　➡ 参考：P2

履修証明制度

社会人等を対象に体系的な教育プログラム（60時間以上）を編成し、その修了者に対し、学校教育法に基づく履修証明書を交付できる制度

○単位認定なし

公開講座

大学等における教育・研究の成果を社会に開放し、地域住民等に対し、学習機会を提供

接続可能

※修業年限の短縮は、単位認定された大学に入学する場合のみ

学位取得を目指すもの

○大学・大学院の正規の課程に在籍する場合

※以下の各制度を大学が定めるところ等により実施　➡ 参考：P3

＜地理的・時間的制約への配慮に係る制度＞

昼夜開講制	社会人の通学上の利便のため夜間に授業を行うことが可能
通信制の課程	通信による教育（遠隔授業、放送授業、印刷教材等による授業の履修）により、通学せずに卒業・修了が可能な課程

＜修業年限の柔軟化等に係る制度＞

入学前既修得単位の認定	入学前に他大学において修得した単位を、一定の範囲内で卒業・修了要件単位として認定可能
修業年限の短縮	入学前に修得した単位等を勘案して、修業年限に通算する（一定の期間、在学したとみなす）ことが可能
早期卒業・早期修了	卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、在学期間を短縮して卒業・修了が可能
長期履修制度	学生の事情に応じ、標準修業年限（学士課程は４年等）を超えた長期の課程の履修が可能
標準修業年限の特例	修士課程等で主に実務経験を有する者を対象に、１年以上２年未満の標準修業年限を設定可能

○大学の正規の課程に在籍しない場合

単位累積加算制度（大学改革支援・学位授与機構）	短大や高専等の卒業者で、科目等履修生制度の利用等により所定の単位を積み上げたものに審査の上、学士の学位を授与

お問合せ先：高等教育局大学教育・入試課法規係　電話番号：03-5253-4111（代表）（内線3338）

【参考１】履修証明制度及び科目等履修生制度の比較

文部科学省

	履修証明制度	科目等履修生制度
受講資格	大学において定める (ただし、大学入学資格を有することが必要)	法令上の定めはない (各大学において定めている場合がある)
費用	有料	有料
受講方法	対面又はオンライン	対面又はオンライン
正規の授業科目か否か	正規の課程とは異なる、60時間以上の体系的なプログラムを編成 (正規の授業科目を含むことも可能)	正規の授業科目を履修 (１科目(例:講義90分×15回)からでも履修可能)
単位認定の可否	認定される(修業年限への通算も可能)	認定が可能 (認定される場合、修業年限への通算も可能)
証明書等の有無	学校教育法に基づく履修証明書が発行される	各大学において定める証明書が発行される
根拠法令	学校教育法第105条 等	大学設置基準第31条 等
開始年	平成19年	平成３年
実施校数	207校(令和４年度)	754校(令和４年度)
備考	職業実践力育成プログラム(BP)※に認定されたものもある ※大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムのうち、一定の要件を充足したものを、文部科学大臣が認定する制度	－

【参考２】大学・大学院の正規の課程に在籍する場合の各制度

文部科学省

＜地理的・時間的制約への配慮に係る制度＞

	制度の概要	利用実績等
昼夜開講制 (大学設置基準第26条 等)	大学は、教育上必要と認められる場合には、同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うこと（昼夜開講制。一般に、同一学部に「昼間主コース」と「夜間主コース」とを設置する例が多い）が可能	58校【令和６年度】
通信制の課程 (学校教育法第84条 等)	大学は、通学制課程とは異なる様々な学びのニーズに対応し、通信による教育（遠隔授業、放送授業、印刷教材等による授業の履修）を行う課程を設けることが可能。これにより、キャンパスに通学せずに卒業・修了が可能	66校(短期大学11校を含む) 【令和６年度】

＜修業年限の柔軟化等に係る制度＞

	制度の概要	利用実績等
入学前既修得単位の認定 (大学設置基準第30条 等)	○入学前に他大学において修得した単位を、当該大学の卒業・修了要件単位として認定可能 ※認定可能な単位数の上限 ・学部：60単位（卒業要件は124単位以上） ・大学院（修士・博士）：15単位（修了要件は30単位以上） ・専門職大学院（法科大学院以外）：修了要件の１/２（修了要件は30単位以上※教職大学院は45単位以上） ・専門職大学院（法科大学院）：30単位（修了要件は93単位以上）	学部：705校 研究科：569校 【令和４年度】
修業年限の短縮 (学校教育法第88条 等)	○入学前に当該大学における単位の修得により、当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して、大学が定める期間を修業年限に通算する（在学したとみなす）ことが可能 ※通算可能な期間 ・学部：修業年限の１/２を超えない範囲 ・大学院（修士）：１年を超えない範囲（ただし、１年以上の在学が必要） ・大学院（博士）：１年を超えない範囲（ただし、修士課程を修了した者の在学期間については適用しない） ・専門職大学院（法科大学院以外）：標準修業年限の１/２を超えない範囲（ただし、１年以上の在学が必要） ・専門職大学院（法科大学院）：１年を超えない範囲（法学既修者にも認められる）	－
早期卒業・早期修了 (学校教育法第89条 等)	○卒業・修了要件を優秀な成績で修得するなどした学生は、在学期間を短縮して卒業・修了が可能 ・ 学部：大学に３年以上在学し、卒業要件単位を優秀な成績で修得した学生は、早期卒業が可能 ・ 修士：大学院に１年以上在学し、優れた業績を上げた学生は、早期修了が可能 ・ 博士：大学院に３年以上（修士課程含む）在学し、優れた研究業績を上げた学生は、早期修了が可能	学部：173校(746名) 研究科：408校(1,131名) ※カッコ内は卒業・修了者 【令和４年度】
長期履修制度 (大学設置基準第30条の2 等)	○大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることが可能	491校(4,771名) ※カッコ内は受入学生数 【令和４年度】
標準修業年限の特例 (大学院設置基準第3条第3項 等)	○大学院（修士）、専門職大学院（法科大学院を除く）においては、主に実務経験を有する学生を対象に、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないときは、標準修業年限を１年以上２年未満に設定可能	－